

入札公告

下記のとおり共同企業体による一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大田市財務規則（平成17年大田市規則第44号）第92条の規定に基づき公告する。

なお、当該工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事である。

また、最低制限価格は設定されず、低入札価格調査制度が適用される工事である。

加えて、当該工事は、以下の適用対象工事である。

- ・週休2日工事（発注者指定型）の適用工事
- ・入札時積算数量活用方式の対象工事

令和7年5月23日

大田市長 楯野弘和

記

1. 入札に付する事項

本案件は電子入札の対象案件である。

工事名	大田市人権センター新築工事（建築主体）			
施工場所	大田市大田町地内			
完成期日	令和8年3月31日			
現場着手予定日	令和7年8月7日			
予定価格	287,008,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）			
調査基準価格	設ける	支払条件	前払金	有
入札保証金	免除する		中間前払金	有（いずれかを選択）
契約保証金	設ける		部分払	
契約条項	内容	大田市公共工事請負契約約款による		
	閲覧場所	総務部総務課の閲覧所		
	閲覧期間	公告の日から入札日の前日まで（休日を除く）		
火災保険	設ける	請負代金の支払を受けようとするときは、下記項目による火災保険に加入し請求書に契約証書又は領収書を添えて提出すること。 ① 保険金額は出来高以上とする。 ② 契約期間は竣工期日より45日以上延長した期間。 契約者は受注者とし、受取人は市長とする。		
工事概要	建築工事 一式 延床面積 540㎡			

2. 入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

令和 7・8 年度大田市建設工事等入札参加資格者名簿に登載され、次に掲げる要件を満たしている者により構成される特別共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

登録工事種別	建築一式工事
共同企業体要件	<p>(1) 共同企業体の結成</p> <ol style="list-style-type: none"> ①共同企業体の構成員数は2 業者又は3 業者とする。 ②結成方式は、自主結成とする。 ③構成員が他の一般共同企業体の構成員となっていないこと。 ④出資比率の最小限度が、構成員数が2 業者の場合は30%以上、3 業者の場合は20%以上とする。ただし、代表構成員は、構成員中最大の施工能力を持ち、出資比率は構成員中最大であること。 ⑤当該建設工事の請負契約の履行後12 月を経過するまで存続するものであること。 ⑥建設工事について契約不適合責任がある場合には、期間満了後においても、各構成員が連帯してその責めを負うものであること。 ⑦原則として、各構成員が対等の立場で一体となって施工する運営形態であること。 <p>(2) 共同企業体の代表者の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ①建設業法（昭和24 年法律第100 号。以下「建設業法」という。）に規定する本社（本店）を大田市内に有すること。 ②建設業法第3 条第1 項の許可を有して5 年以上営業しており、建設業法第15 条に基づく建築工事業に係る特定建設業の許可を有していること。 ③大田市建設工事入札参加業者格付要領（平成22 年訓令第34 号。以下「格付要領」という。）第3 条の規定により建築一式工事の等級格付においてA ランクに格付されていること。 ④元請又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上）として、平成22 年度以降（入札公告日前日までに竣工（検査合格）したものに限り。）に完成した1 契約で延べ面積が270 ㎡以上の鉄骨造または鉄骨鉄筋コンクリート造の非住宅建築物（倉庫及び車庫は除く）の新築工事の施工実績を有すること。なお、当該工事実績の発注者は、公共・民間を問わない。 <p>(3) 共同企業体のその他構成員の要件</p> <ol style="list-style-type: none"> ①建設業法に規定する本社（本店）を大田市内に有すること。 ②建築工事業について、建設業法第3 条第1 項の許可を有して5 年以上営業していること。 ③格付要領第3 条の規定により建築一式工事の等級格付においてA ランク又はB ランクに格付されていること。 ④施工実績は問わない。
配置技術者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 共同企業体の代表者においては、一級建築士、1 級建築施工管理技士、建設業法第15 条第2 号イに掲げる者と同等以上の能力がある者として国土交通大臣が認定した者のいずれかを監理技術者として専任で配置できること。 また共同企業体のその他構成員においては、一級建築士、1 級建築施工管理技士、建設業法第15 条第2 号イに掲げる者と同等以上の能力がある者として国土交通大臣が認定した者、二級建築士、建築工事業における2 級建築施工管理技士のいずれかを主任技術者として専任で配置できること。 なお、配置する技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係（本件工事の競争参加資格申請日以前に3 ヶ月以上）にあること。 2. 配置技術者は、本契約日時点で配置できる技術者とする。なお、競争参加確認申請書を提出する時に、他の工事に主任技術者等を専任で配置する可能性がある等の理由により、配置技術者を特定できない場合には、それぞれ複数の候補者（2 名まで）を提出することができる。 3. 競争参加確認申請書を提出する時において他の工事に従事中である技術者については、契約の締結後、現場着手（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等）が開始されるまでの間。）までに、確実に現場専任の主任技術者等として配置可能である場合に限り資格確認資料を提出することができるものとする。 また、他工事の契約上の工期の終期が現場着手予定日の翌日以降の場合、現場着手予定日以前に配置を外れることについて、他工事の発注者から承諾を得たことが分かる書類を添付すれば申請できるものとする。なお、虚偽の資料等を

	<p>提出した場合は、指名停止措置の対象となる場合がある。</p> <p>4. 複数の工事に同一の技術者を配置技術者として届出することは可能であるが、先に開札がされ落札者となった工事が専任を要する工事であった場合、その後開札が行われた入札については無効として取り扱う。なお、他の工事で落札者となったため、技術者を配置できなくなった場合は、速やかに連絡すること。</p> <p>5. 競争参加資格確認申請時に提出した配置技術者について、工期途中での交代は死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合（出産、育児、介護等の真にやむを得ない場合を含む。）のほか次の場合等（工事の規模の大小にかかわらず一つの契約工期が多年に及ぶ工事を含む。）以外は認めない。</p> <p>① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合</p> <p>② 橋梁、ポンプ、ゲート等工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点</p> <p>③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合ただし、いずれの場合であっても、発注者と受注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任技術者又は監理技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合に限る。なお、落札後において、配置予定技術者の専任配置ができないことが明らかになったときは、契約前であれば、契約を締結しない場合がある。また、契約後であれば契約を解除する場合がある。</p> <p>6. 本件工事の落札者が調査基準価格を下回る入札を行った者に該当する場合は、当該技術者が現場代理人を兼務することを認めない。</p> <p>7. 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。</p>
<p>工事費内訳書の提出</p>	<p>1. 入札書の提出に併せて、工事費内訳書を提出すること。設計図書の「工事内訳書」本工事費の項目のうち「中科目」名のそれぞれの項目について金額（1式＝合計額）を記載。</p> <p>2. 工事費内訳書の提出のない者や、作成基準を満たさない工事費内訳書を提出した者がした入札は無効となる場合がある。</p> <p>大田市ホームページ https://www.city.oda.lg.jp/ohda_city/city_organization/25/35/241/nyusatu-seido/17246 「工事費内訳書の提出について」及び「工事内訳書作成要領」を参照のこと。</p>
<p>その他</p>	<p>1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと</p> <p>2. 公告の日から申請書提出期限の日までの間に、大田市建設工事等入札参加資格者に対する指名停止等にかかる措置要綱（平成17年大田市告示第13号）の規定による指名停止を受けていないこと</p> <p>3. 大田市における市税等の未納の徴収金がないこと</p> <p>4. 次の各号のいずれにも該当しないこと</p> <p>ア) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがなされている者</p> <p>イ) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続の申立てがなされている者</p> <p>ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の申立てがなされている者</p>

	<p>エ) 役員等（個人、若しくは法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者</p> <p>オ) 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者</p> <p>カ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者</p> <p>キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者</p> <p>ク) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>5. 入札に参加しようとする者の間に以下の資本関係又は人的関係がないこと（同一入札に参加する複数の者が以下の関係に該当する場合には、無効の入札とする）</p> <p>ア) 資本関係：以下のいずれかに該当する二者の場合 ただし子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社であると認められる場合は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 親会社と子会社の関係にある場合 ・ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 <p>イ) 人的関係：以下のいずれかに該当する二者の場合 ただし会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社であると認められる場合は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合 ・ 一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 <p>ウ) その他上記ア)、イ)と同視しうる資本関係または人的関係があると認められる場合</p>
--	---

3. 電子調達システムの利用

本件工事に係る次の入札手続きについては、大田市電子入札運用基準（平成26年10月）により、電子調達システムにより行うものとする。なお、電子調達システムの稼働時間は、島根県の休日（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く9:00から17:00までなので、注意すること。

また、電子入札によりがたい者は、大田市電子入札運用基準（平成26年10月）第7条で規定する紙入札方式参加承認願を提出し、承認された場合に限り紙入札によることができる。

4. 競争参加申込および資格の確認等の手続き

(1) 提出書類

入札参加を希望する者は、電子調達システムにより、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

期限までに申請書を提出しない者は、本件工事の入札に参加することが出来ない。

なお、申請書等は原則PDF形式とし、ファイル名の一部に会社名（略称可）をいれること。また、⑨の代表者個人分（共有分を含む）については、押印のうえ、印影のあるものをPDF形式とすること。PDF化が困難な場合は、別途本書を提出すること。

- ① 競争参加資格確認申請書
- ② 特別共同企業体入札参加資格審査申請書

- ③ 特別共同企業体協定書（副本）
- ④ 委任状
- ⑤ 同種・類似工事の施工実績調書及びそれを証する書類
- ⑥ 配置予定技術者調書（資格証等の写し及び雇用関係が確認できるものを添付すること）（構成員ごとに提出）
- ⑦ 申請書提出時の経営事項審査に係る総合評定値通知書の写し（構成員ごとに提出）
- ⑧ 業態調書（構成員ごとに提出）
- ⑨ 大田市税等収納状況確認承諾書（構成員ごとに提出。法人分及び代表者個人分（共有分を含む）について必要）ただし、代表者個人分については、法人代表者が県外在住の場合のみ、大田市税等が賦課のない申出書（代表者個人用）も可。

(2) 申請書等提出期間

申請書等提出期間	令和7年5月26日（月）9：00 から令和7年6月11日（水）16：00まで （土、日、祝日を除く）
----------	---

提出期限以降の訂正、差し替えは、軽易な誤記の修正等を除き認めない。

(3) 競争参加資格の様式の入手方法

必要な様式は入札情報サービス（P P I）からダウンロードすること。

(4) 確認審査

競争参加資格の確認審査は、開札後に、落札者を決定するために必要と認める範囲の者を対象として行い、結果を通知する。資格審査において競争参加資格がないと認められた者については、競争参加資格審査結果通知書により通知するものとする。

(5) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、通知をうけた翌日から7日以内（休日を除く）に書面で理由の説明を求めることができる。説明を求めた者に対しては、書面を受け取った日の翌日から5日以内（同）に回答する。

5. 総合評価に関する事項

(1) 評価項目及び加算点

点数は、小数第1位まで

評価項目		加算点 (最大点)	配点
1 企業の施工業績 【8点】	①工事成績評定点	5点	5 ～ 0
	②同種工事の施工実績	2点	2 ～ 0
	③優良工事表彰	1点	1 ～ 0
2 配置予定技術者の能力 【4点】	複数の配置予定技術者を候補者とした場合は、候補者のうち評価点合計の最も低い者で評価する。		
	①保有資格の有無	1点	1 ～ 0
	②施工経験の有無	2点	2 ～ 0
	③優秀建設技術者表彰	1点	1 ～ 0
3 地域貢献 【11点】	①島根県地震被災建築物応急危険度判定士派遣協力事業者等の登録	3点	3 ～ 0
	②ボランティア活動の有無	1点	1 ～ 0
	③労働福祉関連の状況	2点	2 ～ 0
	④若手・女性技術者、若手従業員の新規雇用	1点	1 ～ 0
	⑤消防団協力事業所認定	1点	1 ～ 0

	⑥人権に関する取組状況	2点	2 ~ 0
	⑦地域支援に関する取組状況	1点	1 ~ 0
4 技術提案 【8点】	①鉄骨工事の品質向上	3点	3 ~ 0
	②地盤改良工事の品質向上	3点	3 ~ 0
	③工事中の環境対策	2点	2 ~ 0
加算点の合計		31点	
5 その他(減点) 【-12.1点】	技術提案がない場合の減点	-3.1点	0 ~ -3.1
	低入札工事の工事成績が良好でない場合の減点	-5点	0 ~ -5
	市内下請、県内産資材の使用義務付け違反	-4点	0 ~ -4

各評価項目に対する加算点の計算方法等は**入札説明書**を参照すること。

(2) 提出書類

入札参加を希望する者は、電子調達システムにより、申請書等に併せて総合評価技術資料及び添付資料を提出しなければならない。

期限までに提出しない者は、本件工事の入札に参加することが出来ない。

- ① 総合評価技術資料表紙(様式-1)
- ② 企業の施工業績(様式-2)
- ③ 配置予定技術者の能力(様式-3)
- ④ 地域貢献(様式-4)
- ⑤ 技術提案(鉄骨工事の品質向上)(様式-5)
- ⑥ 技術提案(地盤改良工事の品質向上)(様式-6)
- ⑦ 技術提案(工事中の環境対策)(様式-7)

(3) 提出期間

4. 競争参加資格の確認(2) 申請書等提出期間に同じ

提出期限以降の訂正、差し替えは、提出された技術資料等では発注者が適正に審査できないと判断し、追加資料の提出を求めた場合を除き認められない。

発注者から追加資料の提出を求められた場合、その日から起算して2日(休日を含まない。)以内に持参、FAX、又はメールにより提出すること。(ただし、FAXの着信確認をしなかった場合は不可)

なお、追加資料の再提出は認めない。

(4) 技術提案項目に関する施工上の制約等

特になし。

(5) 技術提案の採否

技術提案の採否について、令和7年7月2日(水)までに提出者あて書面で通知する。技術提案を「評価しない」及び「不採用」とした場合にはその理由も付記する。

(6) 技術提案の不採用に対する理由の説明

不採用の通知を受けた者は、理由の説明を求めることができる。

説明を求める者は、不採用の通知を受け取った日の翌日から7日以内(休日を含まない。)に書面を18の入札担当部局へ持参又は郵送(必着)して提出しなければならない。

説明を求めた者に対しては、理由説明要求期限の翌日から7日以内(休日を含まない。)に書面で回答する。

(7) 技術資料に関する質問

技術資料に関する質問のある者は、電子調達システムにより提出すること。

提出期限	令和7年6月4日（水）12：00必着
回 答	入札情報サービス（P P I）に掲載する

(8) 技術資料に関するヒアリング

ヒアリングは行わない。

(9) 技術提案不履行のペナルティ

技術提案内容を契約書に記載し、落札者が契約後に提出する施工計画書には提案内容を反映させるものとする。

落札者が履行義務有の提案を落札者の責により履行しなかった場合は、評価項目ごとにその加算点の最高点（配分点）で工事成績評定点の減点を行う。また、加算点対象の評価項目（技術提案を除く。）に係る技術資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合にも、通常の処分とは別に工事成績評定点の減点を行う。

(10) 技術資料の審査について

技術資料の審査は、島根県が定める「総合評価方式（建設工事）技術資料の審査の統一事項」を準用して行う。

6. 設計図書等の閲覧等

閲覧期間	公告の日から開札日の前日まで
閲覧場所	入札情報サービス（P P I）に掲載する。

7. 設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問のある者は、電子調達システムにより提出すること。

なお、入札時積算数量書に記載されている項目、数量等は質疑の対象としない。

提出期限	令和7年7月4日（金）17：00必着
回 答	令和7年7月8日（火）までに入札情報サービス（P P I）に掲載する

8. 現場説明会

行わない。

9. 入札方法等

入札に参加する者は、電子調達システムにより入札書を次に掲げる方法等により提出すること。

(1) (1) 入札書提出期間

提出期間	令和7年7月11日（金）9：00 から 令和7年7月14日（月）15：00まで
添付書類	工事費内訳書（PDF形式とすること。）

(2) 一度提出された入札書の書換え、引替えまたは撤回は認めない。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 再度入札は1回とする。ただし、入札を執行する前に予定価格を公表する場合は、再度の入札は行わない。再度入札を行う場合は、電子調達システムから再度入札通知書を発行する。なお、最低制限価格を設定する入札における第1回目の開札について、最低制限価格を下回る入札を行った者は、再度入札に参加できない。

（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定により、入札が不調の場合は随意契約することがある。）

(5) 入札者が1者であった場合も入札は成立するものとする。

10. 入札の辞退

- (1) 入札辞退は、電子調達システムによる入札書提出期日までは、いつでも入札を辞退することを認めるものとする。ただし、入札書を提出した後は辞退できない。
- (2) 入札辞退者は電子調達システムにより入札書提出期日までに手続きを行うこと。

11. 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格の無い者の入札
- (2) 工事費内訳書を提出しない者がした入札
- (3) 次に掲げるものに該当する工事費内訳書を提出した者がした入札
 - ① 商号又は名称・代表者名・工事名が正しく記載されていない
 - ② 内容の未記入など不備がある（内訳が判らないものを含む）
 - ③ 工事費内訳書の合計金額と入札書の金額が一致しない
 - ④ 値引き表示がある
 - ⑤ タテヨコ計算に違算がある
 - ⑥ 入札者の押印がない（紙入札の場合）
 - ⑦ その他作成基準を満たさないもの
- (4) 虚偽の申請をした者の入札
- (5) 入札に関する条件に違反した入札
- (6) 明らかに不正によると認められる入札
- (7) 入札執行日までの間に、大田市から指名停止を受けた者の入札
- (8) その他入札の時点において競争参加資格のない者のした入札等、通常の入札において無効としている入札
- (9) 紙入札の場合は、前各号のほか、次に掲げるものに該当する入札書を提出した者がした入札
 - ア 金額の記入のない入札書
 - イ 金額を訂正した入札書
 - ウ 記名または押印を欠く入札書
 - エ 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (10) 予定価格より高い金額での入札（入札を執行する前に予定価格を公表する場合）

12. 失格について

次の入札は失格とする。

- (1) 大田市建設工事低入札価格調査実施要領（平成 30 年大田市告示第 34 号。以下「低入札要領」という。）に基づく失格の判断基準に適合した者
- (2) 低入札要領に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）において、事後の事情聴取及び資料提出等に協力しない者
- (3) 低入札価格調査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者
- (4) 入札書の提出期日までに入札書又は辞退届を提出しなかった者

13. 開札（入札執行）等に関する事項

以下の日時に行い、入札状況（保留等の状況）及び落札結果は電子調達システムにより競争参加者全員に通知するとともに、落札結果は入札情報サービス（P P I）に掲載する。

日 時	令和7年7月15日（火）9：30～
開札場所	大田市役所 総務課執務室
立会人に関する事項	紙入札により代理人が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。 なお、入札者以外の立会は認めない。

14. 落札者の決定

- (1) 総合評価の標準点（100点）に各評価項目得点合計（加算点）を加えたものを技術評価点といい、技術評価点を当該入札者の入札価格で除したものを評価値という。

$\begin{aligned} \text{技術評価点} &= \text{標準点 (100点)} + \text{加算点} \\ \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \end{aligned}$

ただし、下記の条件を満たしていない場合は標準点（100点）を与えない。

- ・技術提案が発注者の示す施工方法等の標準的な仕様（以下「標準案」という）を満たしていること。

予定価格の制限の範囲内で「評価値」の最も高い者について、競争参加資格の審査を実施し当該要件を満たしていることが確認できた場合、当該入札者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上ある場合はくじによる。

ただし、調査基準価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査を実施した上で落札者を決定する。この場合、調査基準価格を下回る入札を行った者は、事後の事情聴取及び資料提出等調査に協力しなければならず、評価値の最も高い入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

- (2) 落札者の決定は前記の総合評価又は低入札価格調査後できるだけ速やかに行い、結果を公表する。

15. 低入札価格調査対象工事の取扱

本件工事が低入札価格調査制度における調査基準価格を下回る価格で請負する工事となった場合、次の事項による。

- (1) 大田市公共工事請負契約約款第 45 条に規定する契約不適合責任期間は工事目的物の引き渡しを受けた日から4年間とする。
- (2) 監理技術者又は主任技術者が現場代理人を兼務することはできない。
- (3) 配置予定技術者及び増員する技術者に特例監理技術者を配置することは認めないものとする。

16. 契約の締結

- (1) 契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び大田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年大田市条例第50号）第2条の規定に基づき議決を要するので、落札決定の日から7日以内に建設工事請負契約書により仮契約を締結する。この仮契約は、大田市議会の議決を得ると何ら手続きをすることなく本契約となるものとする。
- (2) 大田市議会の議決が得られなかったとき、あるいは本契約締結までの間に請負者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しないこととし、その際に請負者の被った損害について、大田市は何ら責任を負うものではない。

17. その他

- (1) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (2) 落札者は、資料に記載した配置予定技術者を本件工事の現場に配置しなければならない。
- (3) 入札書等の作成、提出に要する一切の費用は入札者の負担とする。

18. 問合せ先

発注担当部局 建設部建築営繕課 電話番号 0854-83-8104
入札担当部局 総務部総務課 電話番号 0854-83-8020